



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年5月2日火曜日 第2870号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 334
 保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示..... (森林整備課) ... 334
 土地収用法に基づく事業の認定..... (用地課) ... 336
 土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 338
 道路の区域変更(県道新居浜東港線)..... (東予地方局管理課) ... 338
 指定道路の指定..... (中予地方局建築指導課) ... 338
 土地改良区役員の住所の変更の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 338

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施..... (業務衛生課) ... 338
 製菓衛生師試験の施行..... (") ... 339
 調理師試験の実施..... (") ... 339
 ヘリコプター12ヶ月定期点検整備の委託..... (警察本部会計課) ... 339

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第555号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年5月2日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
松山三越・ファッションタウン アヴァ	松山市一番町三丁目1番地1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社三越伊勢丹 代表取締役 大西 洋 松山総合開発株式会社 代表取締役 平原 立志	株式会社三越伊勢丹 代表取締役 杉江 俊彦 松山総合開発株式会社 代表取締役 野村 靖記	平成29年 4月1日 ほか	平成29年 4月19日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社松山三越 ほか21者	株式会社松山三越 ほか21者	平成29年 3月31日 ほか	

○愛媛県告示第556号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成29年4月4日愛媛県告示第385号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年5月2日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又

は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
宇和島市津島町山財5707、5710、5754、5756	宇和島市津島町山財5728番地 河野 勝	森林所有者
宇和島市津島町山財5755	宇和島市津島町山財5732番地 細川 保	"
宇和島市津島町山財5914	宇和島市津島町山財4740番地 山本 和代	"
宇和島市津島町山財5963、5997、甲80-1、甲80-2、甲83、甲85-1	宇和島市津島町山財4740番地 山本 忠長	"

宇和島市津島町山財6013	宇和島市津島町山財上組1144番地 山口 透	〃	宇和島市津島町増穂丁725-14	宇和島市津島町増穂235番戸 谷 脇 喜三郎	〃
宇和島市津島町山財6019、6025	宇和島市津島町山財4805番地 兵 藤 キヨ子	〃	宇和島市津島町増穂丁725-41	宇和島市津島町増穂丙455番地1の3 梶 原 サツキ	〃
宇和島市津島町山財6045、6071	千葉市松戸市五香南二丁目5番地2 堀 田 剛	〃	宇和島市津島町増穂丁725-114、丁725-116、丁725-7	大阪府大東市南津の辺町18番14号 浜 田 久 美	〃
宇和島市津島町山財6049、6053、6056、6057	宇和島市津島町山財上組741番地 内 山 重治郎	〃	宇和島市津島町増穂丁725-149、丁777-25、丁777-276、丁777-29	宇和島市津島町増穂甲68番地 山 下 義 明	〃
宇和島市津島町山財6066	大阪府東大阪市上石切町二丁目1216番地 末 広 小三郎	〃	宇和島市津島町増穂丁725-234	西宇和郡保内町宮内1番耕地264番1 藤 原 眞 理	〃
宇和島市津島町高田戊133、戊175	宇和島市津島町高田乙246番地 船 田 繁 則	〃	宇和島市津島町増穂丁725-270	松山市岩崎町一丁目3番10号 岡 田 満	〃
宇和島市津島町高田戊151-1、戊151-2、戊158	宇和島市津島町高田乙589番地 船 田 留 雄	〃	宇和島市津島町増穂丁725-275	宇和島市津島町増穂丙1411番地 谷 脇 平三郎	〃
宇和島市津島町増穂丁598-3、丁717-8	宇和島市津島町増穂29番戸 内 山 和三郎	〃	宇和島市津島町増穂丁732-3、丁812	宇和島市津島町増穂甲238番地 西 田 フクエ	〃
宇和島市津島町増穂丁598-63	伊予郡松前町大字北黒田187番地N T T社宅245号 河 野 洋 明	〃	宇和島市津島町増穂丁741-2、丁777-178	宇和島市津島町近江甲1607番地 黒 田 和 哉	〃
宇和島市津島町増穂丁598-76、丁625、丁626、丁878-11、丁878-46	東京都調布市深大寺町1320番地 酒 井 利 長	〃	宇和島市津島町増穂丁777-116、丁801-2、丁802、丁827-1、丁827-2、丁842、丁878-32、丁878-64	宇和島市津島町増穂甲238番地 西 田 隆 夫	〃
宇和島市津島町増穂丁878-5、丁878-9	東京都三鷹市下連雀三丁目37番28-505号 酒 井 利 長	〃	宇和島市津島町増穂丁777-203、丁878-101、丁878-42	宇和島市津島町増穂甲300番地 内 山 武 雄	〃
宇和島市津島町増穂丁598-103、丁725-25、丁951-2、丁945-130、丁1075-98	岡山市南区若葉町7番3号 駄場崎 浩	〃	宇和島市津島町増穂丁777-205、丁945-18	大阪府港区波除五丁目4番20号 柳 川 朗	〃
宇和島市津島町増穂丁598-145、丁717-101、丁717-95、丁865、丁945-33	宇和島市津島町高田甲475番地 内 山 猪佐夫	〃	宇和島市津島町増穂丁777-271	宇和島市津島町増穂丙903番地 三島神社	〃
宇和島市津島町増穂丁598-170	大字増穂	〃	宇和島市津島町増穂丁778-1	宇和島市津島町増穂甲68番地 山 下 丞 吉	〃
宇和島市津島町増穂丁621、丁903-46	宇和島市津島町増穂甲463番地 八坂神社	〃	宇和島市津島町増穂丁810	宇和島市保田甲1012番地1 内 山 勲	〃
宇和島市津島町増穂丁641、丁642、丁644、丁646-1、丁647、丁725-142、丁749、丁763、丁777-30、丁777-38、丁777-42、丁781-1、丁858	宇和島市津島町増穂甲371番地 酒 井 夕 力 工	〃	宇和島市津島町増穂丁878-80、丁878-83、丁878-94	宇和島市津島町高田甲378番地 坂 本 智 道	〃
宇和島市津島町増穂丁646-2	宇和島市津島町増穂甲371番地 酒 井 定 治 郎	〃	宇和島市津島町増穂丁878-90、丁878-95、丁945-84	京都府八幡市岩田ノ前41番地 澤 田 芳 春	〃
宇和島市津島町増穂丁679-2、丁717-35	宇和島市津島町増穂甲243番地 駄場元 宇 市	〃	宇和島市津島町増穂丁878-96、丁945-30	宇和島市津島町増穂甲705番地 酒 井 虎 雄	〃
宇和島市津島町増穂丁706、丁777-113、丁777-208、丁777-209、丁815-1、丁815-3、丁834、丁878-27、丁878-44	宇和島市津島町増穂甲238番地 西 田 長 市	〃	宇和島市津島町増穂丁893-3	宇和島市津島町増穂甲626番地 酒 井 善 治	〃
宇和島市津島町増穂丁708-1、丁731、丁801-1、丁817、丁823-1、丁824、丁833、丁841-1	宇和島市津島町増穂甲238番地 西 田 道 太 郎	〃	宇和島市津島町増穂丁903-22、丁917-1、丁945-136、丁945-14、丁945-61	宇和島市津島町増穂甲689番地 酒 井 市 太 郎	〃
宇和島市津島町増穂丁717-16、丁717-36、丁719-1	宇和島市津島町増穂甲243番地 駄場元 助 雄	〃	宇和島市津島町増穂丁903-27、丁922-1、丁923-5	宇和島市津島町増穂甲705番地 酒 井 卜 三	〃
宇和島市津島町増穂丁717-132	宇和島市津島町増穂乙689番地 前 田 勇	〃	宇和島市津島町増穂丁903-36	宇和島市津島町増穂甲771番地 坂 本 増 太 郎	〃
宇和島市津島町増穂丁717-168	宇和島市津島町増穂甲300番地 内 山 博	〃	〃	宇和島市津島町増穂甲406番地 酒 井 岩 治	〃
宇和島市津島町増穂丁717-171、丁717-172	宇和島市津島町増穂17番戸 山 口 伊 一	〃	〃	宇和島市津島町増穂甲318番地 内 山 要 一	〃
宇和島市津島町増穂丁717-171、丁717-172	宇和島市津島町増穂甲243番地 駄場元 助 夫	〃	宇和島市津島町増穂丁918	宇和島市津島町増穂甲771番地 坂 本 清	〃
宇和島市津島町増穂丁723-3、丁723-4、丁724、丁733、丁777-169	宇和島市津島町増穂1甲243番地 駄場元 明 雄	〃	宇和島市津島町増穂丁945-12、丁945-13、丁945-28	宇和島市津島町増穂甲771番地 坂 本 直 治	〃
宇和島市津島町増穂丁725-6	大阪府池田市空港二丁目2番D号 駄場元 恒 雄	〃	宇和島市津島町増穂丁878-77、丁878-104	宇和島市津島町増穂29番戸 内 山 友 治	〃
宇和島市津島町増穂丁725-102	大阪府吹田市垂水町二丁目20番32号 三 曳 巖 雄	〃	〃	宇和島市津島町増穂甲676番地2 佐 々 木 澤 治	〃

"	宇和島市津島町増穂甲399番地 佐々木 市 平	"
宇和島市津島町増穂丁94 5 - 23	京都府八幡市岩田岩ノ前41番地 澤 田 芳 秋	"
宇和島市津島町増穂丁10 27	宇和島市宇和津町一丁目3番 13号 佐々木 貞	"

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第557号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成29年 5 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 起業者の名称 八幡浜市

2 事業の種類 総合児童センター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県八幡浜市保内町宮内地区

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県八幡浜市保内町宮内地区内の土地6,586.11平方メートルを起業地とする「総合児童センター整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、八幡浜市が設置する児童センター及び保育所に関する事業であることから、それぞれ土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」、同条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業若しくは更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、八幡浜市議会において八幡浜市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、八幡浜市は、本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

市では平成28年3月に「第2次八幡浜市総合計画」を策定し、近年深刻化している少子化を抑制するため、保育所の集約による機能及びサービスの充実や子ども・子育て支援事業の拡充などにより、子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組んでいるほか、平成27年3月に策定した「八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下「支援事業計画」という。）においても、必要な保育サービスや相談・情報提供サービス等様々な子育て支援サービスを充実し、地域が子育ての支援をしやすい環境づくりを推進することとしており、多様な保育ニーズに応じ、利用しやすい保育サービスを提供するため、休日等保育や老朽化した施設への対応事業にも取り組むこととしている。

また、市の均衡ある発展と、将来像の実現を目指すため、新市における基本方針と、根幹となる具体的な事業等を提示した「八幡浜市・保内町新市建設計画」（平成27年3月変更）においては、子育ての不安を軽減し、子どもを生み育てやすい環境を整え、定住人口の定着を図るため、子育て関連施設の拡充や地域の支援体制の充実に努め、児童館や子育て支援センターとの複合化など児童の健全育成環境の充実に努めることとしているほか、支援事業計画においては、子どもや青少年が安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実のため、児童センター・つどいの広場事業にも取り組むこととしている。

しかし、これら市の事業の実施拠点として機能すべき児童センター及び保育所においては、以下に示す問題を抱えており、目指す将来像を実現できないものとなっていることから、各施設を新たに整備することで、施策の推進を図ることが急務となっている。

(ア) 児童センター

市では、支援事業計画に基づき、近年の子育てをめぐる環境の変化に対応した子どものための高質かつ安定的な教育・保育の給付、地域子ども・子育て支援事業の実施、その他子ども・子育て支援に係る施策を充実することとしており、現在、市に唯一存在する旧八幡浜市内の八幡浜児童センターにおいて、乳幼児に対する遊び場の提供のほか、支援事業計画の施策として掲げている「子どもや親・青少年の健康確保・増進支援」及び「活動の場や機会の確保等の事業」として、親子が共に行うリトミック体操、ベビードダンス等の身体を動かし親子で楽しむ事業や、放課後児童クラブを通じた児童の居場所づくりの推進や、未就学児から高校生までを対象とした交流事業等が行われており、多くの幼児、小中高生に利用されている。

しかしながら、同センターは保内地区の中心部からは7km以上離れているうえ、小学生は子どもだけでの校区外への外出が禁止されており、保内地区の小学生が平日放課後に施設を利用することは極めて困難である。

また、保内地区においては、平成14年4月から、子育て支援施設「若草エンゼル広場」を通して、乳幼児を対象として読み聞かせ会や誕生日会、身体計測等を行っているが、屋内に子どもの体力増進指導に必要な遊戯室がないなど国の「児童館ガイドライン」の要件を満たす施設ではなく、小学生以上を対象とした事業を行うことができないうえ、

大人数が集える集会室や図書室など児童の居場所としてのスペースを新たに設置することは極めて困難である。

(イ) 保育所

現在、市では12ヶ所の市立保育所で園児を受け入れているが、保内地区の3ヶ所（宮内・喜須来・川之石）を含む8ヶ所の保育所については、建築基準法（昭和25年法律第201号）で定められている昭和56年5月以前の旧耐震基準に基づいて建てられており、市の建築技師から、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）と同程度の地震に対応可能な強度が保たれていない可能性が大きいことが指摘されている。

また、保内地区の上記3ヶ所の保育所では、老朽化による外壁軒先部分の爆裂による剥落が発生し、子どもの安全確保のため一時通行禁止にしたり、屋上部分の防水機能低下による雨漏り等があり保育室を一時使用中止にしたりすることがあるなど、特に建物の老朽化による損傷も顕著であるため、保護者からも「安全性に不安がある」などといった意見が散見されている。

さらに、市は少子化に伴い今後の市立保育所の担うべき役割を検討し各保育所が解決すべき課題の洗い出しを行うため、平成23年6月に「八幡浜市立保育所のあり方検討委員会」を設置し、保育所の統廃合の規模や配置箇所等について検討を重ねてきたが、市はこの検討結果を踏まえ、保育所の耐震化にあわせて統廃合についても検討した結果、旧耐震基準で建築されている保内地区の3ヶ所の保育所（宮内・喜須来・川之石）については、今回の事業で保内地区内に新たに用地を取得して設置する保育所に統合することとしたものであり、根本的な安心・安全な保育環境の確保のためには、早急に保育所の建て替えを行う必要がある。

本件事業は、各事業における問題を解決し、子育て支援施策の推進、及び、安心・安全な子育て環境を整備するため計画されたものであるが、市では本件事業を通して、子育てを地域全体でサポートし、多様なニーズに対応していくこととしており、具体的な計画として、保育所の協力も得ながら未就園児や就園児、小中高生が一体となった運動イベント、読み聞かせ、誕生日会等の実施を検討しているほか、児童の健全育成環境の充実を図る取組みとして、児童センターに子育て相談に訪れる保護者等を幅広く対象とした保育所見学や、保育園児以外の未就園児を含めた保育園でのイベント交流等の実施も検討している。

これら市が計画する事業を実現し、子育てに関するサービスをワンストップで提供することにより利用者の利便性を確保するため、児童センターと保育所を複合施設として整備することとしたものであり、市の「都市再生整備計画 保内地区」（平成27年12月策定）に基づく「コンパクトシティ」の行政・文化拠点機能の強化にもつながる。

また、各保育所においては近年送迎に自家用車を使用する保護者も増加しているものの、敷地が限られていることから駐車場を備えることが困難であるため、送迎時間帯を中心に日常的に路上駐車が発生し近隣の交通の支障となっているが、新保育所に隣接する児童館の駐車場が完成することにより、

保育所専用の駐車場を整備することなく違法駐車等の解消が図られ、周辺道路の円滑な交通環境と地域の良い生活環境を実現することができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象外であるため環境影響評価は実施していないが、施工に際しては低騒音・低振動型の建設機械を使用する等、環境への影響を最小限に抑制する対策を講じている。また、起業地は特定希少野生動植物保護区域外で、保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。さらに、埋蔵文化財包蔵地外で保全を要する文化財等も確認されていない。以上のことから、環境等への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、技術的条件、社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。また、起業地面積は、本件事業の内容、施設の規模等を勘案し、妥当なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

近年急速に進展している少子化を抑制するためには、子ども・子育て支援事業の拡充などにより、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進することが市の喫緊の課題であるが、(3)アで述べたとおり、保内地区にはこれら事業を実施できる児童館等の施設が整備されていないうえ、保内地区の小学生は、市に唯一存在する旧八幡浜市の児童館を平日放課後に利用することは極めて困難であり、放課後児童の居場所づくりや、未就学児や児童・生徒の交流事業ができていない状態である。

また、旧保内地区の3箇所の保育所については、建物が旧耐震基準で建築されており耐震化がなされていないほか、建物の老朽化に伴い外壁の剥落や雨漏りが散見される等、安全確保に懸念が生じており、安心・安全な保育環境の確保が喫緊の課題となっている。

このような課題を解消し、市の子育て支援施策を推進するためには、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
 八幡浜市市民福祉部子育て支援課

○愛媛県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市新居浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 初太郎	新居浜市徳常町3番11号
"	横 山 弘 昌	新居浜市徳常町5番45号
"	高 橋 一 博	新居浜市西町3番9号
"	白 石 佳 久	新居浜市港町8番7号
"	白 石 泰 弘	新居浜市泉池町11番4号
監 事	宮 崎 勝 善	新居浜市港町15番26号
"	白 石 和 久	新居浜市西町5番28号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 崎 和 郎	新居浜市徳常町9番29号
"	宮 崎 富 好	新居浜市港町7番11号
"	白 石 初太郎	新居浜市徳常町3番11号
"	高 橋 一 博	新居浜市西町3番9号
"	源 代 光 子	新居浜市中須賀町一丁目4番21号
監 事	宮 崎 勝 善	新居浜市港町15番26号
"	日 野 幸 子	新居浜市中須賀町一丁目2番29号

○愛媛県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 5 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市観音原町甲941番7地先から 同町甲941番8地先まで	旧	メートル 21.8～39.8	キロメートル 0.068	
			新	21.8～59.2	0.068	

○愛媛県告示第560号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成29年 5 月 2 日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成29年 4 月20日

3 指定道路の位置

伊予郡松前町大字西古泉字恵美寿605番及び605番地先水路

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 19.41メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第561号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の

届出があった。

平成29年 5 月 2 日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	井 上 徳 年	西予市三瓶町垣生甲18 2番地	西予市三瓶町垣生甲17 5番地1

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第4条第1項の規定により、平成29年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成29年 5 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

平成29年8月3日(木)13時30分

2 試験の場所

愛媛県庁(愛媛県松山市一番町四丁目4-2)

愛媛県薬剤師会館(愛媛県松山市三番町七丁目6-9)

3 受験願書の提出期間

平成29年6月5日(月)から16日(金)まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県内居住者については住所を管轄する保健所(松山市の区域にあっては、中予保健所)と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定による平成29年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

平成29年5月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

平成29年7月13日(木)13時00分

2 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

3 受験願書の提出期間

平成29年5月29日(月)から6月9日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定による平成29年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成29年5月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

平成29年8月4日(金)13時30分

2 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

3 受験願書の提出期間

平成29年6月12日(月)から23日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年5月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

ヘリコプター12ヶ月定期点検整備

(2) 業務名及び数量

ヘリコプター12ヶ月定期点検整備 1式

(3) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(アグスタ式A109E型(JA03EP))

(4) 実施期間

契約締結の翌日から平成29年8月31日まで

(5) 業務の履行場所

請負者の保有する事業場認定を受けた事業場

(6) 入札方法

入札金額は、ヘリコプター12ヶ月定期点検整備に係る一切の経費を含めた額を記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 業務期間の開始までに確実に点検できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。

(4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

(5) 申請書の受付期間中に競争入札参加申請書を提出した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県警察本部会計課管財係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

(2) 入札説明書の交付期限

平成29年6月13日(火)17時15分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成29年6月15日(木)11時00分

愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 契約保証金
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ア 申請書等の受付時期
平成29年 5 月 2 日（火）から 6 月13日（火）までの執務時間中
必着であれば郵送でも可能
- イ 受付場所
3の(1)に掲げる場所
- (5) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (8) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Aircraft inspection
12 months inspection
100 , 150 , 200 , 300 hours inspection
Japan civil aviation bureau (JCAB) circular
No . 3 010 , etc
Hours change parts
Technical bulletin
Bench check
Airworthiness inspection examinees
- (2) Time limit of tender: 11:00 a . m . , 15 June 2017
- (3) Inquiry section regarding notice of tender: Supplides
Procurement Section No . 1 , Finance Division , Administration
Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2
Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110